ねりま後見人ネットだより

第 27 号
発行／令和７年３月

発行／練馬区社会福祉協議会　権利擁護センター　ほっとサポートねりま
TEL：03-5912-4022　FAX：03-3994-1224
E-mail：kenri@neri-shakyo.com

練馬区社会福祉協議会　権利擁護センター　ほっとサポートねりまでは、練馬区民で親族の成年後見人、保佐人、補助人（以下、成年後見人等）を受任されている方、成年後見人等受任予定の方々の後見業務の支援を目的に、親族後見人のサポート（ねりま後見人ネット）を行っています。

サポートの一環として、親族後見人から多く寄せられる質問や成年後見制度に関する最新情報・動向などをまとめ、後見業務に役立てていただくために情報紙として発行しているのが、この「ねりま後見人ネットだより」です。

定期報告の書類変更のお知らせ

令和７年４月１日以降に裁判所に提出する定期報告書等の書類等が全国共通の書式に変更になります。

新しい報告書式は、報酬算定のみならず、身上保護についての項目も追加されています。新しい書式の導入に伴う主な変更点は以下のとおりです。

（共通） 定期収入・支出及び臨時収入・支出の変化の具体的内容については、事務報告書の 別紙「収支補足説明書」に記載することとなりました。

（報酬付与申立てをする場合） 報酬付与申立てに関し、報酬の算定において考慮してほしい事情がある場合は、事務の内容ごとに「報酬付与申立事情説明書別紙」を提出することとなりました。

変更後の書式は、以下の裁判所の URL や二次元コードより確認することができます。

https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/koukenp7/koukenhoukoku1/index.html

お気軽に、
ほっとサポートねりま
にお問い合わせください！

『ねりま後見人ネット』(懇談会)を行いました！

令和６年 12 月５日（木）に練馬区社会福祉協議会　ボランティアセンター会議室で『ねりま後見人ネット』（懇談会）を数年ぶりに開催いたしました。当日は、親族の後見人等を受任されている５名の方にご参加いただきましたが、後見人等を担ってからの月日が短い方も、20 年近く担っていらっしゃる方もいました。参加者の方々には、「成年後見業務の現状」などをざっくばらんに話をしていただきました。それぞれの状況は違うものの、もし自分が後見人を続けられなくなってしまったら、どう引き継いでいくべきかなどの悩みを抱えながら、親族後見を続けている様子がうかがえました。練馬区社会福祉協議会権利擁護センターでは、今後も親族後見人等を受任されている方々の支援をさまざまな方法で実施していく予定です。

今号では参加者の方の中でも今後検討していると話題に上がった**複数後見**について紹介をしたいと思います。

後見業務 Q&A

～複数後見ってなに？～

複数後見とは、複数の人で後見等の業務を行うことです。
現在は親族一人で後見人等を受任している方も、後見制度の利用が長くなると、後見人等を受任されているご自身も病気や高齢などを理由に、後見人等の継続が難しくなることもあるかと思います。そのような場合に、別の親族や専門職の後見人に引き継いでいくことができます。前回の第２６号では、引き継ぐ場合の候補者として専門職の紹介をしました。今号では、複数後見についてあらためて紹介します。

東京家庭裁判所後見センター発行の
後見センターレポート vol.31 でも特集されています

Q:後見等の業務を引継ぐ際に、交代ではなく、追加することはできますか？

A：できます。

これまで後見人等を受任していた方が、本人のことをよく知っているかと思います。これまでの本人の情報を共有していくために、新後見人等を追加で選任し、当面の間複数で後見等の事務を行うことが可能です。追加の申し立てについて、後見人等の候補者として、本人の兄弟などを選任して申し立てをすることができます。ただし、必ず選任されるとは限りません。

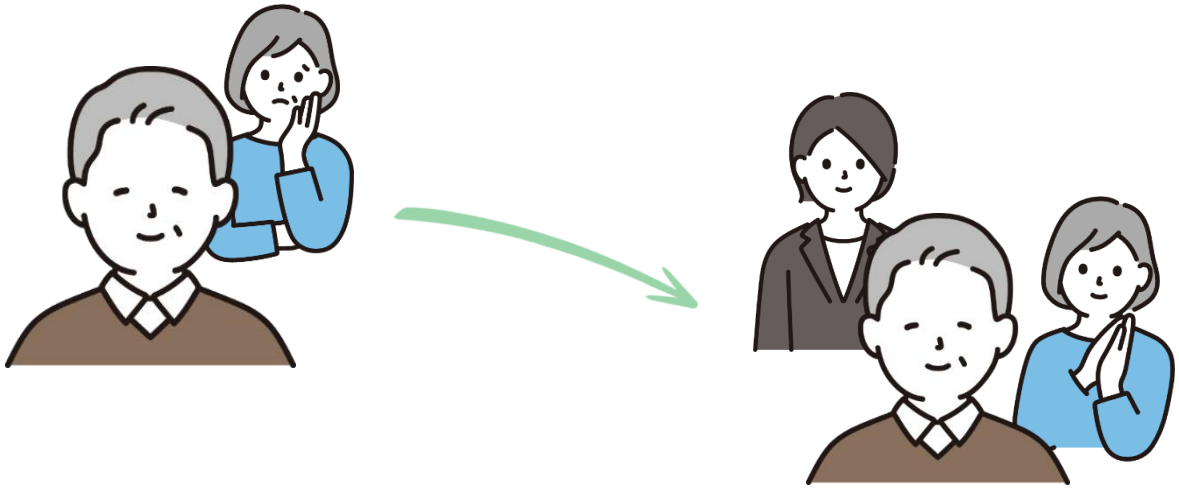

Q:第三者の専門職の後見人等と、担当する事務を分担することはできますか？

A：できます。

一方の後見人等（専門職）が本人の財産管理を担当し、もう一方（親族）が身上保護を行うことが考えられます。

＊専門職…主な専門職としては、弁護士、司法書士、社会福祉士の三士があげられます。ねりま後見人ネットだより第 26 号でも紹介をしております。

ネットだより第２６号はこちらから

ほっとサポートねりまでは、親族後見人の方からの個別相談をお受けしております。ご自身が行っている後見業務に不安を感じた時や、何かお困り事がございましたら、一度ほっとサポートねりまへご相談ください。

ご報告・お知らせ

令和６年度　区民公開研修・基調講演

ほっとサポートねりまでは、毎年市民後見人の養成を行っています。様々な研修を開催する中で、一部を区民公開しています。その他、成年後見制度に関する講演会も実施しています。今年度開催した研修を紹介しま

市民後見人養成研修

＊全76時間の研修時間の一部を公開しています。

入門研修

対象者理解および関連制度理解	
障害の理解と対象理解（知的障害）	令和６年7月23日
障害の理解と対象理解（精神障害）	令和６年7月24日
認知症について	令和６年7月26日
社会保障制度について	令和６年7月30日
成年後見制度や関連法等	
成年後見制度について	令和６年7月23日

基礎研修

区民公開の研修はありません。

応用研修

成年後見制度と意思決定支援　令和６年11月12日
成年後見制度の基本理念と概要
被後見人等の意思決定のあり方

今年度も多くの方にご参加いただくことができました！
次年度も同様に、親族後見人の皆さまにも参加いただけるような内容の充実した「研修」や「講演会」を企画しております。
ぜひご参加ください。

成年後見制度講演会

何から始める？～終活の第一歩～　令和７年２月18日

令和７年度　市民後見人養成研修が始まります

令和７年度も成年後見制度に関する様々な講演会を開催いたします。
市民後見人養成研修説明会の実施は６月の予定です。４月の区報でお知らせいたします。また、研修の一部を区民の方々に公開いたします。都度区報でお知らせしますので、興味のある方は是非ご参加ください。

ねりま成年後見人ネットへの登録を随時受付中です。

練馬区社会福祉協議会　権利擁護センター
ほっとサポートねりま
住所：〒176-0012　練馬区豊玉北5-14-6 新練馬ビル５階
ＴＥＬ：03-5912-4022　ＦＡＸ：03-3994-1224
E-mail：kenri@neri-shakyo.com
相談受付時間：月曜日～金曜日　９：00～17：00【祝日、年末年始を除く】